

横浜市庁舎駐車場条例施行規則をここに公布する。

平成21年5月15日

横浜市長 中田 宏

横浜市規則第60号

横浜市庁舎駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市庁舎駐車場条例(平成21年3月横浜市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間等)

第2条 庁舎駐車場(以下「駐車場」という。)の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 横浜市市庁舎駐車場(以下「市庁舎駐車場」という。)に入出場することができる時間は、市役所の開庁時間及び市庁舎駐車場の利用状況等を考慮して、市長が定める。

3 区総合庁舎駐車場又は区庁舎駐車場(以下「区総合庁舎駐車場等」という。)に入出場することができる時間は、区役所の開庁時間又は公会堂(横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号)第1条に規定する公会堂のうち区総合庁舎内に設置されているもの及び横浜市栄公会堂をいう。以下同じ。)、スポーツ施設(横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)第1条に規定するスポーツ施設のうち区総合庁舎内に設置されているもの及び横浜市栄スポーツセンターをいう。以下同じ。)若しくは横浜市立図書館(横浜市立図書館条例(昭和39年3月横浜市条例第49号)第1条に規定する横浜市立図書館のうち区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下「図書館」という。)(以下「公会堂等」という。)の開館時間及び区総合庁舎駐車場等の利用状況等を考慮して、市長が定める。

4 市長は、前3項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、入出場することができる時間を変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の利用を休止することができる。

(駐車することができる自動車)

第3条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車(二輪自動車(側車付自動二輪車を含む。))を除く。)のうち、駐車場の施設の状況等を考慮して市長が定める大きさのものとする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合は、同項の規定により駐車することができる自動車以外の自動車を駐車させることができる。

(指定管理者の公募)

第4条 市長は、条例第4条第2項の規定により公募を行う場合は、あらか

じめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第4条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款、規約その他これらに類する書類

(2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 当該駐車場の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(駐車券の交付等)

第6条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、駐車場に自動車を入場するとき駐車券の交付を受けなければならない。

2 利用者は、駐車場から自動車を出場するとき、前項の駐車券を提出しなければならない。

3 利用者は、第1項の駐車券を紛失し、又は破損したときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第7条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市役所(民間ビルに置かれている市の機関を含む。以下同じ。)に諸手続、相談等をするために来庁する者が市庁舎駐車場を利用する場合 駐車時間1時間まで(市長が別に定める民間ビルに置かれている市の機関に諸手続、相談等をするために来庁する者が利用する場合にあっては、駐車時間1時間30分まで)の利用料金の全額

(2) 区役所(区総合庁舎内に設置されている市の事業所及び県税事務所(神奈川県行政機関設置条例(昭和31年神奈川県条例第31号)第3条に規定する県税事務所をいう。))を含み、公会堂等を除く。以下同じ。)に諸手続、相談等をするために来庁する者が区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間1時間までの利用料金の全額

(3) 区役所において実施する乳幼児健康診査又は集団予防接種を受ける者及びこれらの者の保護者が区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該乳幼児健康診査又は集団予防接種を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(4) 市が開催する会議の出席者(市の依頼を受けて出席する者に限る。)

が市役所に来庁するときにあつては市庁舎駐車場を、区役所に来庁するときにあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該会議に出席していた間の駐車時間の利用料金の全額

(5) 公会堂の使用若しくは利用又はスポーツ施設の利用の許可を受けようとする者がこれらの許可の申請をするために区総合庁舎駐車場等を利用する場合 駐車時間30分までの利用料金の全額

(6) 図書館において図書館資料の貸出しを受けようとする者又は図書館資料を返納しようとする者が区総合庁舎駐車場を利用する場合 駐車時間30分までの利用料金の全額

(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者のうち第1号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定する来庁者又は公会堂等を使用し、若しくは利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の使用若しくは利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(8) 市長が別に定める低公害車を駐車する者のうち第1号に規定する来庁者にあつては市庁舎駐車場を、第2号に規定する来庁者又は公会堂等を使用し、若しくは利用する者にあつては区総合庁舎駐車場等を利用する場合 当該諸手続若しくは相談等又は公会堂等の使用若しくは利用を終えるまでの駐車時間の利用料金の全額

(9) 市長の承認を得て指定管理者が定める場合 市長の承認を得て指定管理者が定める額

(10) 前各号に規定するもののほか、市長が公益上特に必要があると認める場合 市長が定める額

2 前項各号に規定する免除する利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 第1項の規定により利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする場合において、同項各号に規定する場合の2以上に該当するときにあつては、当該各号に規定する免除する利用料金の額を合算して得た額を免除するものとする。ただし、同項第2号、第5号又は第6号に規定する場合の2以上に該当する場合は、そのうち免除する利用料金の額が最も多くなるもの（同じ額の場合にあつては、そのいずれかのもの）を適用するものとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、道路交通関係法令の例によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 駐車場内は、徐行すること。

(2) 他の自動車を追い越さないこと。

(3) 駐車場所を離れる自動車を優先させること。

(4) 標識の表示に従うこと。

(5) 駐車中においては、エンジンを停止すること。

(6) 自動車から離れるときは、扉等の施錠をし、積載物等の盗難の予防措置を講ずること。

(7) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、行政運営調整局長又は市民活力推進局長が定める。

附 則

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

別記様式（第5条第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

（申請先）

横浜市長

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

次の庁舎駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

（施設名： ）

（注意）申請に際しては、次の書類を添付してください。

(1) 事業計画書

(2) 定款、規約その他これらに類する書類

(3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

(4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(5) 当該庁舎駐車場の管理に関する業務の収支予算書

(6) その他市長が必要と認める書類 (A4)